2020 年 8 月 16 日
公益社団法人東京都歯科衛生士会

研修会・講習会における新型コロナウイルス感染防止策について

１基本的な考え方

東京都歯科衛生士会(以下「東衛会」という。)では、研修会・講習会(以下「研修会」という。)の開催にあたり、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、受講者、講師及びスタッフ等の感染防止策を講ずるとともに、受講者等において感染者等が確認された場合の対応策を講じる。

２本会が行う感染症対策

(1)東衛会スタッフ等の対応

①東衛会スタッフ等はマスクを着用するほか、手洗い、手指消毒等感染拡大防止策を徹底する。

②受付担当はフェイスシールドやゴーグル等を着用する。

③講師は、原則としてマスクを着用する。

(2)会場の設営等

「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を基本に設営する。

①換気等を行う。

ア)窓が開閉可能な会場では、状況に応じて窓を開けるようにする。

イ)会場の扉は、休憩時間等可能な限り開放する。

ウ)60 分以上の研修会・講習会の場合は、必ず休憩時間を取る(受講者が一ヶ所にとどまる時間を減らす)。

②飛沫感染を防止する

ア)受付時には、受講者が間隔を空けて並ぶよう誘導する。

イ)講師と受講者の間隔は、2 メートル以上とする。

ウ)受講者数は、会場収容定員の半分程度以内とする。

エ)受講者の間隔は、一定の距離をとるよう席の配置に留意する。

③接触感染を防止する。

ア)会場の出入口に、消毒液を設置する。

イ)会場の出入口のドアを消毒する。研修会・講習会終了後、高度接触部位(使用したテーブル、机、電気のスイッチ、パソコン、エレベーターのボタン等)を消毒する。

ウ)受付時に受講証及び会員証の受け渡しはしない。受講者に掲示してもらい、スタッフはバーコードリーダーで読み取りのみ行う

エ)配布資料がある場合は、手渡しせずあらかじめ机に置く。

オ)講師が交替する際は、マイク等を消毒する。

カ)研修中での会話・対話は行わないようアナウンスする。

３受講者への依頼等(周知事項)

(1)受講前の対応

①受講申し込みにあたっては「研修会・講習会参加者等の遵守事項」に記載された遵守事項をよく読み、承諾受講を了承したうえで申し込むこと。

②受講者の所属・職場の電話番号を把握するため、事前に受講者名簿を作成すること。

③会費は受付での現金の授受を避けるため、振込みとすること。

④会場までの移動の際、不特定多数の者が集まる空港、駅、交通機関においても感染防止に留意すること。

(2)受講にあたっての対応

①受講者はマスクの着用、手洗い、手指消毒等を励行すること。

②発熱や咳等の風邪症状等がある場合には、受講を取りやめるとともに受講中に同様の症状が出た場合には速やかに申し出ること。

③受付時に、当日の体調を確認するため、検温を行うとともに発熱等に該当がある場合は受講を取りやめること。

④受講中発熱や咳等の風邪症状が認められる受講者には、別室で待機し、外に出さないこと(同行者も同様。施設内の待機場所、保健所への連絡、他の利用者への情報提供等は、施設スタッフの指示に従うこと。)。

⑤会場における飲食は、原則として、禁止する。ただし、熱中症対策等のための水分補給は可能とするが、その場合には、対面では行わないようにすること。

⑥会場への入退場は分散して行うこと。

⑦上記については、事前周知を図るとともに会場においてもアナウンスにより周知する。

４研修会終了後の発症者の対応

①受講者及び講師に、研修会終了後 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、東衛会に連絡するよう依頼する

②東衛会は、連絡を受けた場合、個人情報に留意しつつ他の受講者及び講師等に連絡し、注意を促す。